

山形県保健医療推進協議会地域医療構想部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想に関する事項及び同項第8号に規定する地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項について協議検討を行うため、山形県保健医療推進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、山形県保健医療推進協議会に地域医療構想部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療構想の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関すること。
- (3) その他部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 部会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 山形県医師会の役員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 医療機関関係者
 - (4) その他部会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、健康福祉部医療政策課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月17日から施行する。